

令和 7 年 6 月市議会定例会議

建設水道常任委員会資料

議案第 56 号 令和 7 年度福島市一般会計補正予算（第 1 号）中、都市政策部所管分

・ まちなか立地集積支援事業費 P. 2

都 市 政 策 部

まちなか立地集積支援事業

8款 土木費

4項 都市計画費

(単位:千円)

	補正前の額	補正	計	財源内訳				説明
				国庫支出金	県支出金	起債	一般財源	
7 都市再開発事業費	1,209,160	50,000	1,259,160	—	—	—	50,000	○再開発市単事業費 まちなか立地集積支援事業(負担金補助及び交付金) 50,000

1. 事業目的

都市機能をまちなかに誘導し、より効率的なまちづくりを促すとともに、密度の高いまちを形成し、さらなる投資を呼び込み、まち全体の活性化につなげていく。

2. 事業内容 まちなかで市が指定する都市機能施設の整備を行う者に対し、費用の一部を支援する。

(1)補正額

3件分の補助を想定。1,600万円×3件÷5,000万円

1件あたりの想定される補助額1,600万円(投資額1.6億円×補助率10%)

(2)現在の状況

交付決定件数 1件

①申請者:日産商事株式会社(福島日産グループ)

②整備内容:貸しオフィス等の複合施設へのコンバージョン(修繕)

③立地場所:福島市北町45番1ほか

④補助予定額:16,067千円以内

3. 期待される効果

投資によるまちなかの賑わい創出、経済波及効果のほか、固定資産税の増収、雇用創出や地域内取引の増加、民間事業所の効率的な配置、さらなる投資促進につなげていく。

【制度概要】

項 目	対象経費と補助率		補助 上限額	事業内容の条件
	建築費 又は 修繕費 (※)	取得費 又は 解体費		
①更地に新築する場合	10%	—	1億円	①投資額合計1億円以上 ②床面積500㎡以上(共用部分含む)の都市機能(表外のとおり)
②従前建物に増築する場合	10%	5%	1億円	
③建て替えする場合	10%	10%	建築費用: 1億円、 解体費用: 5千万円	
④建物を修繕、模様替えする場合	10%	5%	1億円	①投資額合計1千万円以上 ②床面積500㎡以上(共用部分含む)の都市機能
⑤マスターリース事業者の修繕等	10%	—	1億円	③マスターリースの場合、賃料を除く修繕が対象

【特例措置】

(1)バンケット割増(宿泊施設にバンケットを併設する場合)

➡バンケット整備部分の補助率を5%加算
(バンケット整備部分については上限なし)

(2)教育関連機能が過半となって入居する場合

➡教育関連機能整備部分を5%加算
(全体の上限:1.5億円)

【対象となる都市機能】

- A ホテル等宿泊機能(客室100室以上確保など)
- B 教育関連機能(大学、短大、専門学校、高校など)
- C 商業機能(飲食、スーパー、アパレル、雑貨、エンタメサービス、アミューズメントなど)
- D オフィス機能(情報通信、広告、専門サービス、金融など)
- E 医療関連機能(病院、診療所など)
- F 文化芸術関連機能(音楽ホール、図書館機能、イベントスペースなど)

【対象となるエリア】

《凡例》 ※支援エリアには、沿道も含む。

エリア	対象機能
内	A、C、F
内	B、D、E

